

○薬事法第一四条第一項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件の一部改正について

(平成一一年三月二四日)

(医薬発第三四八号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一一年三月二四日厚生省告示第四九号をもって、薬事法第一四条第一項の規定に基づき品目ごとの承認を受けなければならない化粧品の成分を指定する件(昭和三六年二月厚生省告示第一五号。以下「承認指定告示」という。)の一部が改正されたので、左記事項について御了知の上、貴管下関係業者に対する周知を図るとともに、窓口における備え付けその他適当な方法により閲覧に供するよう御配慮願いたい。

記

一 改正の趣旨

薬事法第一四条第一項の規定に基づき、厚生大臣の指定する化粧品の成分について、承認指定告示の別表を改正することにより、承認を要さない化粧品の範囲の拡大を図ったものであること。

二 改正内容

承認指定告示の別表において、別紙一のとおり新たに四九成分を収載するとともに、別紙二のとおり二一成分について基準を改正し、別紙三のとおり五成分について成分名を変更したこと。

三 留意事項

この措置は、規制緩和推進計画のうち別紙四の項目に対応するものである旨御了知願いたい。

別紙1略

別紙2略

別紙3略

別紙4略